



商工会議所のマークは Chamber of Commerce and Industry の三つの頭文字をうまく組合せたものです。チェンバーとは会議所、コマースとは商業、インダストリーは工業の意味です。

【編集・発行】
むつ商工会議所 総務課
〒035-0071
青森県むつ市小川町2丁目11-4
TEL 0175-22-2281
FAX 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/



Mutsu Chamber Of Commerce And Industry

Contents

- ・むつ地域中小企業支援センター設置
- ・人材移動特別助成金
- ・冊子、資料等紹介・提供欄
- ・大湊支所のお知らせ(3月)

【むつ商工会議所の中に】
「むつ地域中小企業支援センター」
 設置なる!!
 平成12年4月より 全国で300ヶ所
 (県内は青森・弘前・八戸・むつの各商工会議所)

(1) 支援センターの目的と体制

- ・創業者への道しるべの役割と既存店の経営革新等を支援するため、全国300ヶ所にセンターを設置する。
(注:センターの運営は商工会議所の協力を得て事業を実施する)
- ・事業の中心はコーディネーターを配置し、創業と経営革新等に関する小規模事業者の相談にきめ細かく対応できる体制を整備する。
(注:コーディネーターは金融・税務・経理・経営並びに労務等の専門家を配置する予定)
- ・創業者にとって必要性の高い会計・法律等の専門分野については、民間の専門家を常時活用できる体制をとる。
- ・利用者の必要に応じた専門的な相談には、相談内容の分野ごとの専門家の派遣で対応する。

(2) 支援センターの機能

- (相談窓口機能・専門家派遣機能)
- ・コーディネーターが創業予定者や中・小規模事業者の相談にまず応じ、その抱える課題に応じて必要な期間対応する。(情報提供、市場調査等)
 - ・会計・法律等の必要性が高い専門分野については、専門家が常時対応する。
 - ・その他の特定分野の専門家の指導を受ける必要がある場合には、短期間の専門家派遣を行う。
 - ・専門家の活用により、利用者の必要とする特定の課題(例:介護福祉等の有望な事業分野の情報提供、販売開拓のアドバイス等)に関する講習会を毎月1回程度開催する。
 - ・支援センターでは、青森県のベンチャー・創業支援拠点・商工会議所等と協力し、これらの期間から得た情報を含め、事業者の必要に応じてできるだけ網羅的な情報提供を行い、高度な支援ニーズがある場合には青森県支援センターの支援事業を紹介する。
 - ・また、会社設立手続・許認可取得手続・金融あっせん等の定型的な相談については商工会議所等で対応できるものはこれらを紹介する。

(3) 支援センターの事業と従来の経営改善普及事業の関係

- ・経営改善普及事業とは、商工会議所による記帳指導、金融指導及び経理指導等の小規模事業者の経営改善発達全般に係わる支援事業である。
- ・今後、小規模事業者に対する施策においては、創業支援や新製品・新サービス開発等の経営革新支援が重要であり、このため本事業を新設して重点化を図るものである。

(参考) 実施団体を商工会議所等に限定しない理由

- ・支援に際しては、既存の商工会議所を活用することも考えられるが、事業の性格から多様な専門的能力を有する機関の協力を得ることが望ましいため、地域において本事業を行う能力を有する機関を幅広く活用することとする。このため、本事業は小規模事業者を対象とする機能別予算に該当するものであり、地域の機関のうちから能力と意欲のある組織を青森県が選定して事業実施主体とし、また事業の成果は定期的に客観的な評価を行って、その結果に従って政策資源の再配分を行う予定である。この考え方は、中小企業政策審議会での検討結果に基づくものである。

中小企業者の範囲

- 製造業・建設業
運輸業など
資本金 3億円以下 または 従業員 300人以下
- サービス業
資本金 5千万円以下 または 従業員 100人以下
- 卸売業
資本金 1億円以下 または 従業員 100人以下
- 小売業
資本金 5千万円以下 または 従業員 50人以下

さらなる飛躍をめざす
中小企業の方にも

Step 伸び盛りの方々にも

Hop 新規事業を始める方々にも

(4) むつ地域中小企業支援センターと青森支援センターとの関係

- ・むつ地域支援センターは、いわゆるナショナルセンター、青森県支援センターはプラットフォームの役割分担であるが、両者は次のように事業内容が異なる。
- ① むつ地域中小企業支援センターは、青森県支援センター等の行う事業も含めて、各種支援策が小規模事業者に十分浸透するように、きめ細やかな相談業務を地域で行うことを目的としている。このため、同センターの業務は相談等を内容とするものであり、研究開発支援のための研究開発補助等の具体的な助成事業は青森県支援センター等が実施するものを活用するものである。
- ② むつ地域中小企業支援センターは、小規模事業者を主たる対象としており、青森県支援センター等が中小企業者等を対象とするのとは異なる。
- ・このため、具体的な事業の実施に概しては、むつ地域中小企業支援センターと青森県支援センター等との間で緊密な協力体制を構築していくものである。特に専門家派遣については、青森県支援センター等がネットワークを構築する全国的な人材データベースを活用し効率的な実施に努めることとする。事業実施に関する規定等によりこれらの体制の整備を図る。
- ・むつ地域中小企業センターは、形式的には青森支援センター等とは、独立の存在であり、その支部や支所等ではなく、指揮命令関係はないが、県毎の政策的判断により、運営上青森県支援センター、プラットフォーム又は他の都道府県レベルの中小企業支援体制(従来の中小企業総合指導所や公設試験研究機関等)の支部的なものと位置づけ運用して差し支えないものであり、このような体制の構築については都道府県の自主的の判断を国としては尊重するものである。

★ 朗報 ★

むつ地域中小企業支援センターは、3名のコーディネータを配置し、創業と経営革新等に関する小規模事業者の相談にきめ細かく対応できる体制をとる予定です。

【コーディネータ3名の内訳】

* 金融全般

(融資全般、資金繰り計画及び管理等)

* 労務全般

(労働保険、社会保険、就業規則等福利厚生問題)

* 税務全般

(経営全般、税務会計、会社設立指導等)



むつ地域中小企業支援センターにおける具体的相談事例に対する対処方法

1. 身近な相談関係	マニュアルにより、管轄の税務署への届出及び管轄の保健所の許可。また、調理師資格の有無により講習が必要となること等について説明。	マニュアル
(1) ラーメン屋を始めたいが、開業にあたっての手続き等について教えて欲しい。		
(2) 業務の効率化のために、パソコンの活用方法等について教えて欲しい。	地域中小企業情報センターを紹介するとともに、パソコン研修等の開催、企業の情報化への取り組み事例等についてオープンネットワークやデータベース等で調査し、紹介。	オープンネットワーク
2. 金融関係		
(1) 印刷関連の会社を創業したいと考えているが、開業資金の借入制度について教えて欲しい。	マニュアルにより、マル経融資制度、その他国民金融公庫等の貸付制度について説明。	各種商用データベース
(2) 身体障害者が入居するアパートの経営を始めたいが、助成金等はあるのか。	オープンネットワークにより、当該支援施策を調査するとともに、県の福祉担当課を紹介。	
(3) 外国(サイパン)のホテル内に日本食レストランを開業するため、公的資金を借り入れたいので制度を紹介して欲しい。	商工会等を通じて、国民金融公庫や県等の貸付制度が利用できるかを確認し、紹介。	公設試験等産業支援機関
3. 法律・手続き関係		
(1) 養豚業を営んでいるが、ハム・ベーコンの製造・販売を始めたい。許認可の取得方法について教えて欲しい。	マニュアルにより、管轄の保健所と農業改良普及センターを紹介。また、同業種の先進事例をオープンネットワークやデータベース等で調査し、紹介。	商工会・商工会議所
(2) 輸入業を法人として営みたいが、輸入の方法及び諸手続きについて教えて欲しい。	マニュアルにより、公的な信用力のある株式会社形態での設立が適正である旨指導するとともに、信用状の作成方法や輸入手続き等について説明。また、JETRO貿易情報センターを紹介。	
(3) 熟年世代が共生できるホームセンターづくりの計画書を作成したいが、出資方法及び民法上の留意点について教えて欲しい。	法律などの専門的な知識を必要とするため、弁護士等専門家を派遣するとともに、同業種の先進事例をオープン・ネットワークやデータベース等で調査し、説明。	国・地方自治体
4. 経営指導関係		
(1) 介護保険に対応した介護サービス業を開業するにあたって、収入予測の立て方や留意点について教えて欲しい。	収入については、地域密着型で当該企業がカバーできる世帯数を見込むよう指導。また、参考となるデータをオープンネットワークやデータベース等で調査し、提供。また、県から指定を受けるにあたっての着眼点等について説明。	弁護士・税理士等専門家
(2) 実用新案を複数取得し、試作品もあるが、これについての評価と製品化に向けて協力してくれる会社を調べて欲しい。	技術的なノウハウや地域企業とのつながりのある工業技術センターを紹介するとともに、各県の知的所有権センターに常駐する特許流通アドバイザーを紹介。また、販路開拓に向けた見本市等の開催についてもオープンネットワーク等で調査し、紹介。	

平成12年2月26日現在

国民金融公庫の貸付利率

◎普通貸付 5年以内 年 **2.20%**

5年超 年 **2.30%**

平成12年2月16日実行分から

◎小企業等経営改善貸付 年 **2.05%**

(無担保・無保証人(経制度) 平成12年2月16日実行分から

◎国の教育ローン 年 **2.20%**

※ 貸付利息は、予告なく変わることがあります。

商工会議所新会員の紹介

※むつ商工会議所定款第10条の規定によって常議員会の承認を必要とする。

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
1	ぶらんたん	斉藤 広昭	小川町2-4-8	飲食店
2	(株)小関商店	小関 信夫	新町12-10	サービス業
3	P C P I L O T	山崎 博統	柳町1-5-21	小売業
4	髪細工	平山 亨	山田町24-11	サービス業

冊子、資料等紹介・提供欄

冊子・資料名	価格	担当課	備考
・会社経費の節税ガイド	無料	指導課	
・新しい税金の解説	無料	〃	
・会社運営の法律知識	無料	〃	
・小規模事業者のための金融ガイド	無料	〃	
・青森県商圏実態調査報告書	無料	〃	
・青森県中小企業の経営指標と原価指標	無料	〃	
・小規模事業場 モデル就業規則	無料	〃	
・新規開業のノウハウ	無料	〃	
・青森県の賃金	無料	〃	部数に限りあり
・99年版企業ガイドブック	無料	振興課	
・むつ商工名鑑 1999	会員 2,000 非会員 5,000	〃	

3月 大湊支所のお知らせ

3月は、確定申告相談指導及び年度末事務等により繁忙になりますので、誠に恐縮ですが2日のみの開設とさせていただきますので、ご了承下さいませようお願い申し上げます。

また、場所も変更になりますのでご注意下さい。
ご迷惑をおかけしますことを、お詫び申し上げます。

開設日 3月21日(火) (協)むつ専門店会2階
3月23日(木)

労働者の失業なき労働移動を支援します

ご存知ですか? 人材移動特別助成金

送り出し事業主

(次の要件を満たす事業所の事業主)

- 最近3ヶ月の生産量が、過去3年以内のいずれかの年の同期間に対応する3ヶ月の月平均と比較して5%以上減少していること。
- 労働組合等との間で書面による協定を締結し、その定めるところにより出向等を行うこと。
- 対象となる労働者の同意を得て出向等を行うこと。

出向・再就職
あっせんによる
雇入れ

受入れ事業主

(次の要件を満たす事業所の事業主)

- 送り出し事業所から60歳未満の労働者(雇用保険の一般被保険者期間が同一事業所で1年以上)を雇い入れること。
- 送り出し事業主と組織的に密接な関係にないこと。
- 雇入れ日の前後6ヶ月間に事業主都合による離職のないこと。
- 営業の譲渡に伴う雇入れでないこと。
- 雇用保険の適用事業者であること。

助成金の支給

◆人材移動能力開発準備給付金

支給要件: 出向等対象労働者に対し、新たな職務に必要な知識、技能、技術を習得させることを目的に教育訓練を受けさせた事業主
支給対象: 教育訓練開始日から1年間を限度
支給額: 教育訓練期間における賃金及び教育訓練に要した費用等の3分の1(中小企業は2分の1)。ただし、45歳未満の労働者は、4分の1(中小企業は3分の1)

◆人材移動雇用安定奨励金

支給要件: 送り出し事業所から出向・再就職あっせんにより労働者を平成12年9月30日までに雇い入れた事業主
支給対象: 雇入れた日から1年間を限度
支給額: 雇入れた労働者に支払った賃金の3分の1(中小企業は2分の1)。ただし、45歳未満の労働者は、4分の1(中小企業は3分の1)

◆人材移動能力開発定着給付金

支給要件: 雇入れた労働者に対し、新たな職務に必要な知識、技能、技術を習得させることを目的に教育訓練を受けさせた事業主
支給対象: 雇入れた日から1年間を限度
支給額: 教育訓練期間における賃金及び教育訓練に要した費用等の3分の2(中小企業は4分の3)。ただし、45歳未満の労働者は、2分の1(中小企業は3分の2)

◆人材移動雇用環境整備奨励金

支給要件: 45歳以上60歳未満の労働者を出向等で雇入れた後、労働環境の改善に資する設備又は社会福祉施設の設備・整備を行った事業主
支給額: 設置・整備に要した費用(500万円以上)及び45歳以上60歳未満の労働者の雇入れ数に応じた額(75万円~1,500万円)

助成金の支給

*お申し込み 雇用・能力開発機構青森センター
お問い合わせは、 030-0861 青森市長島2丁目10番3号(青森フコク生命ビル7F)
TEL 0177(77)1234 FAX 0177(77)1187

むつの企業と共に限りなき前進

～ 商工会議所とともに歩むニチダン ～

あなたの企業の福利厚生は、マイ・ベスト等すべて商工会議所<総合福祉共済制度>におまかせ下さい。共済制度に高額割引制度が導入されました。詳細については、推進員におたずね下さい。



経営者保険 (無配当新定期保険) マイ・ベスト	生命共済 特定退職金	新発売 終身 R 一生涯入院保障 エルダ	役員退職金 プラン 1/2損金 アクセス	三大疾病 エスリー 年金プラン	がん保険 新こども保険 メリーランド	貯蓄保険 医療保障 プラン
---	-----------------------------	--	--	--	--	--

むつ商工会議所共済制度委託会社 **日本団体生命保険(株)・大東京火災** 電話23-7874